

議 会 運 営 委 員 会

日 時 令和7年3月24日（月）

午前9時30分から

場 所 第1委員会室

1 開 会

2 挨 拶

3 各会派等での検討結果について

(1) 意見書 資料1

ア 公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書

イ 子どもの意思を尊重した親子交流を促進するため父母の離婚後の子の
養育に関する民法等改正法の施行時の適切な運用を求める意見書

(2) 人事案件 資料2

ア 固定資産評価審査委員会委員の選任について

イ 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（4件）

4 議 題

(1) 令和7年2月島田市議会定例会について

ア 委員長報告後の議案の取扱いについて 資料3

イ 追加を予定しているもの 資料3

【当局側の事項】 資料3

(ア) 報告第3号 専決処分の報告について（物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）

(イ) 議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(ウ) 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(エ) 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(オ) 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(カ) 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

【議会側の事項】 資料3

(キ) 発議案第1号 島田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例について 資料4

（次頁へ続く）

(前頁から続く)

(ク) 発議案第2号 公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保

を求める意見書 資料5

(ケ) 議員報酬の改定に係る特別職報酬等審議会の開催を執行当局へ要望

することについて 資料6

(コ) 議員派遣について 資料7

(サ) 議会閉会中の継続審査・調査について

ウ 追加議案等の取扱いについて 資料3

(2) 令和7年度常任委員会の構成(案)について 資料8

(3) 次回の定例会(令和7年6月)の予定について 資料9

5 その他

6 閉 会

意見書検討結果表

1 公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書

会 派 等	清流の風	輝く島田	創造島田	島 田 市民会議	島和の会	日本共産党 島田市議団	緑風しまだ	(無会派) 青山真虎	(無会派) 横田川真人	—	採択	不採択	継続
検討結果	採択	採択	採択	採択	採択	採択	採択	採択	採択		9 (19)	0 (0)	0 (0)

【内容に対する意見】（不採択の場合）

（特になし）

2 子どもの意思を尊重した親子交流を促進するため父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行時の適切な運用を求める意見書

会 派 等	清流の風	輝く島田	創造島田	島 田 市民会議	島和の会	日本共産党 島田市議団	緑風しまだ	(無会派) 青山真虎	(無会派) 横田川真人	—	採択	不採択	継続
検討結果	採択	採択	採択	不採択	採択	不採択	採択	採択	採択		7 (15)	2 (4)	0 (0)

【内容に対する意見】（不採択の場合）

（島田市民会議）

・国でも動きがあり、地方自治体の議会で判断するのは時期尚早である。

（日本共産党島田市議団）

・この意見書の内容は、共同親権の適用がDVや虐待の被害を受けた親子を守る仕組みが不透明ではっきりしない。その立場から共同親権を適用すべきでないケースを明確にし、被害者保護を徹底すべき文言を入れるのであれば賛成するが、入らなければ反対せざるを得ない。もっと検討が必要。

人事案件検討結果表

1 固定資産評価審査委員会委員の選任について

会 派 等	清流の風	輝く島田	創造島田	島 田 市民会議	島和の会	日本共産党 島田市議団	緑風しまだ	(無会派) 青山真虎	(無会派) 横田川真人	—	同意 する	同意 しない	継続
検討結果	同意する	同意する	同意する	同意する	同意する	同意する	同意する	同意する	同意する		9 (19)	0 (0)	0 (0)

【内容に対する意見】（同意しない場合）

（特になし）

2 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（4件）

会 派 等	清流の風	輝く島田	創造島田	島 田 市民会議	島和の会	日本共産党 島田市議団	緑風しまだ	(無会派) 青山真虎	(無会派) 横田川真人	—	同意 する	同意 しない	継続
検討結果	同意する	同意する	同意する	同意する	同意する	同意する	同意する	同意する	同意する		9 (19)	0 (0)	0 (0)

【内容に対する意見】（同意しない場合）

（特になし）

議案の取扱い〔第36日 令和7年3月25日（火）〕

1 委員長報告後の議案の取扱い

該当があるもの＝○、該当がないもの＝●

	議案番号	件 名	委員長報告に対する質疑	討論	採決	
					簡易	起立
1	議案 第 18 号	令和7年度島田市一般会計予算	○	○		○
2	議案 第 19 号	令和7年度島田市国民健康保険事業特別会計予算	○	●	○	
3	議案 第 20 号	令和7年度島田市土地取得事業特別会計予算				
4	議案 第 21 号	令和7年度島田市休日急患診療事業特別会計予算				
5	議案 第 22 号	令和7年度島田市介護保険事業特別会計予算				
6	議案 第 23 号	令和7年度島田市介護サービス事業特別会計予算				
7	議案 第 24 号	令和7年度島田市後期高齢者医療事業特別会計予算	○	●	○	
8	議案 第 25 号	令和7年度島田市水道事業会計予算				
9	議案 第 26 号	令和7年度島田市病院事業会計予算				
10	議案 第 27 号	令和7年度島田市公共下水道事業会計予算	○	●	○	
11	議案 第 28 号	島田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について				
12	議案 第 29 号	島田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について				
13	議案 第 30 号	島田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について				
14	議案 第 31 号	島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について				
15	議案 第 32 号	島田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について				
16	議案 第 33 号	島田市職員等の旅費に関する条例について				
17	議案 第 34 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について				
18	議案 第 35 号	島田市手数料条例の一部を改正する条例について				
19	議案 第 36 号	島田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について				
20	議案 第 37 号	島田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について				
21	議案 第 38 号	島田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	○	●	○	
22	議案 第 39 号	島田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について				
23	議案 第 40 号	財産の取得について（令和7年度 島田市立島田第一中学校他4校で使用する中学校教員用教科書等）	○	●	○	
24	請願 第 1 号	「小・中学校給食費の無償化」を求める請願	○	○		○

2 追加を予定しているもの

【当局側の事項】

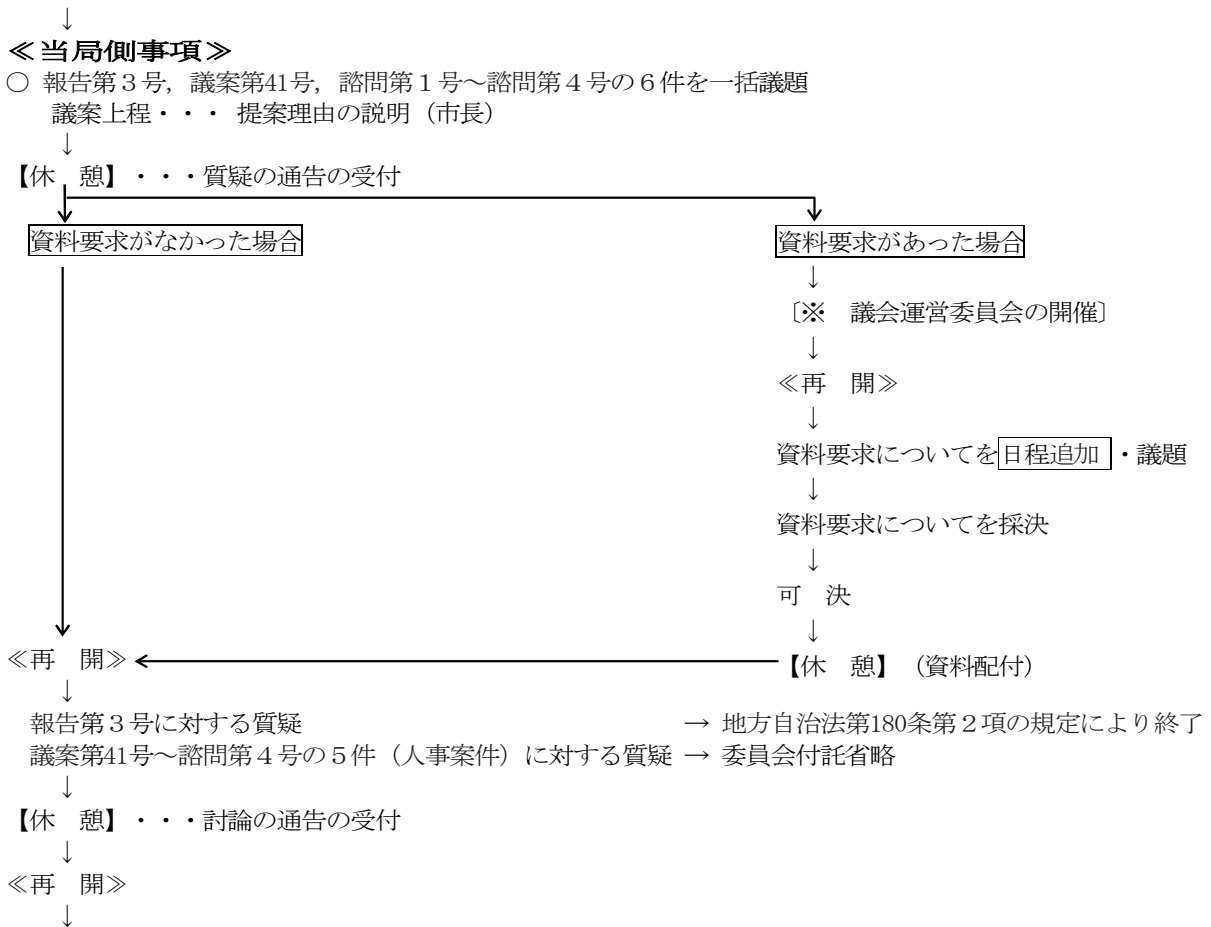
1	報告 第 3 号	専決処分の報告について（物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）
2	議案 第 41 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
3	諮問 第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
4	諮問 第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
5	諮問 第 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
6	諮問 第 4 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

【議会側の事項】

1	発議案 第 1 号	島田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例について
2	発議案 第 2 号	公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書
3	議員報酬の改定に係る特別職報酬等審議会の開催を執行当局へ要望することについて	
4	議員派遣について	
5	議会閉会中の継続審査・調査について	

3 追加議案等の取扱いについて

※請願第 1 号採決終了後



↓
議案第41号（人事案件）に対する討論 → 採決（（注1）参照）
（注1）討論：無 → 簡易採決，有 → 起立採決
諮問第1号～諮問第4号の4件（人事案件）に対する討論 → 採決（（注2）参照）
（注2）討論の有無により次のとおり対応
・4件全てにおいて討論がない場合
→ 4件を一括して 簡易採決
・4件のうち、いずれかにおいて討論がある場合
→ 1件ずつ採決（討論：無 → 簡易採決，有 → 起立採決）
↓
【休憩】
↓

◎全員協議会の開催（執行当局側は一時退席）

・次の4件について説明及び質疑

~~【当局側の事項】~~

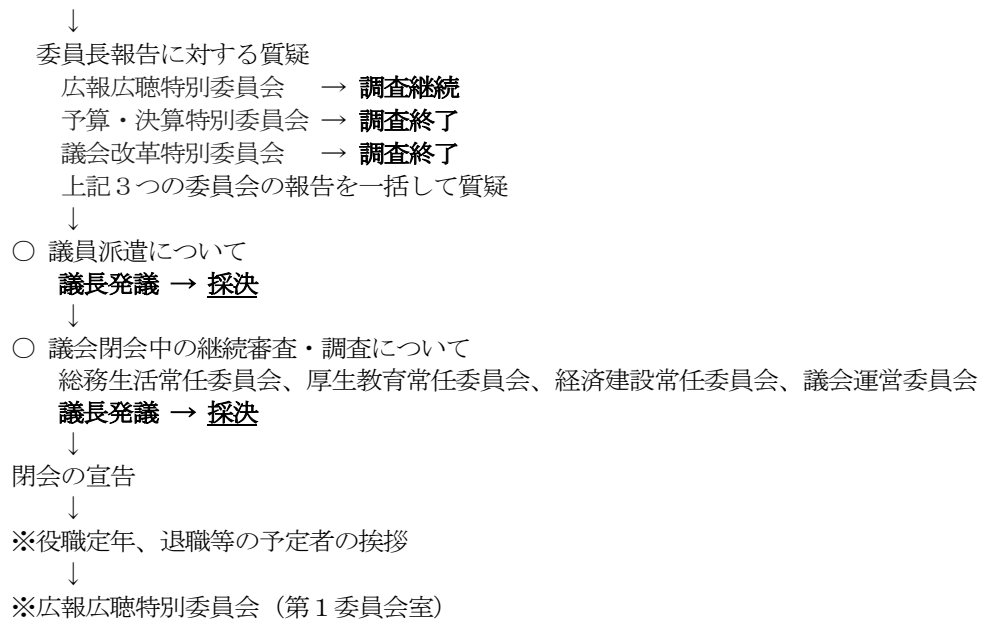
- ~~1 ****について（****課）~~
~~2 ****について（****課）~~

【議会側の事項】

- 1 島田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 2 公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書（案）について
- 3 議員報酬の改定に係る特別職報酬等審議会の開催を執行当局へ要望することについて

※ 会議終了後、議会側の事項である上記2について署名（全議員）を行う。 → 発議案等を配付
なお、上記1の署名は議会運営委員会の全委員による署名のため、あらかじめ、前日に開催する議会運営委員会の終了後にもらっておく。

↓
《再開》
↓
《議会側事項》
○ 発議案第1号を議題
議案上程・・・提案理由の説明（議会運営委員会 副委員長 井上議員が提案説明）
→ 質疑 → 委員会付託省略 → 討論 → 採決
↓
○ 発議案第2号を議題
議案上程・・・提案理由の説明（横山副議長が提案説明）
→ 質疑・委員会付託・討論を省略 → 採決
↓
○ 議員報酬の改定に係る特別職報酬等審議会の開催を執行当局へ要望することについて
当該事項について議長から発言（執行当局に当該要望を行う旨について発言）
↓
○ 広報広聴特別委員会の中間報告について
○ 予算・決算特別委員会の最終報告について
○ 議会改革特別委員会の最終報告について
上記3つの委員会の報告を一括して議題（1件ずつ、順次、委員長報告）
↓
【休憩】・・・委員長報告に対する質疑の受付
↓
《再開》
↓



島田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例

島田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給に関する条例（平成17年島田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

- 2 前項に規定する議員が弁償を受ける費用の額は、島田市職員等の旅費に関する条例（令和7年島田市条例第 号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当する場合における議員が弁償を受ける費用の額については、改正後の同条第2項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

新 旧 条 文

例規名 島田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給に関する条例

新 条 文
(費用弁償) 第4条 省略 2 前項に規定する議員が弁償を受ける費用の額は、島田市職員等の旅費に関する条例（令和7年島田市条例第 号）の例による。

対 照 表

旧 条 文

(費用弁償)

第4条 省略

2 前項に規定する議員が弁償を受ける費用の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に該当する場合 次に掲げる弁償を受ける費用の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 船賃 運賃の等級の区分のうち上級の運賃（運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合にあっては、その乗船に要する運賃）

イ 車賃 1キロメートルにつき37円

ウ 日当 1日につき2,600円

エ 宿泊料 1夜につき1万3,100円

オ 食卓料 1夜につき2,600円

(2) 前項第2号から第4号までのいずれかに該当する場合 出席した日1日当たり議員の住居と開催場所との間の往復に係る路程1キロメートルにつき37円（当該路程に1キロメートル未満の端数があるときはこれを切り捨て、当該路程が1キロメートルに満たないときはこれを1キロメートルとする。）

公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書（案）

令和2年に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の附帯決議に基づき文部科学省が実施した教員勤務実態調査によると、教員の長時間勤務について一定程度の改善は見られるものの、依然として歯止めがかからない状況にあり、時間外勤務の削減や業務量の軽減など働き方改革のさらなる推進が求められる。また、教員のそうした職場環境が影響し、平成12年度に13.3倍であった全国の教員の採用倍率は、令和5年度は3.4倍と年々低下している。

このように、教員不足が全国的な問題となる中、静岡県内においても定数未配置の学校が存在しており、教員の人材確保は喫緊の課題である。とりわけ、今後の教育界を支える志ある優れた人材を確保していく必要があり、そのためには教員の働き方改革等を進め、子どもたちが教員の仕事に魅力を感じるようにする必要がある。

よって国においては、公立の義務教育諸学校の適正教員数を維持・確保していくため、下記事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 校務のDXによる業務効率化や業務内容の見直しを進めるなど、さらなる働き方改革の推進を強力に支援すること。
- 2 教職調整額を直ちに現行の4%から10%に引き上げるとともに、時間外勤務を抑制するための法整備を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月25日

静岡県島田市議会

衆議院議長	}	様
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
文部科学大臣		

島議第 号
令和 7 年 3 月 25 日

島田市長 染 谷 絹 代 様

島田市議会議長 藤 本 善 男

島田市特別職報酬等審議会開催の要望について

島田市議会では、令和 5 年 9 月から議会運営委員会の調査研究事項の一つとして、議員報酬の在り方に関する調査研究を行ってまいりました。

当市議会の議員報酬につきましては、平成 15 年 4 月に減額改定を実施して以降、約 20 年間にわたり据え置きとなっているほか、地方議会議員年金制度についても平成 23 年 6 月 1 日をもって廃止されております。

また、令和 5 年 4 月 26 日に可決成立した地方自治法の改正案では、議会の役割や議員の職務などを新たに明記し、地方議会の役割について「重要な意思決定を議決し、検査や調査などの権限を行使する」としているほか、地方議員についても「住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない」と定めています。

そのような中、本委員会においては、議会への若者世代等の多様な人材参画の促進、今後懸念される議員のなり手不足の解消等を進める必要性を共有した上で、県内や類似団体等の議員報酬の現状比較に加え、議員の活動時間や市民意見調査の実施、さらには消費者物価の動向などについて調査し、適正な議員報酬の在り方に関して議論を進めてきました。

議論の過程で、類似団体との比較において報酬額が低いことや子育て世代の議員は議員報酬だけでは生計の維持が困難など改定を求める意見がある一方で、市民アンケート調査結果で指摘された市民意見の内容への配慮が必要との意見などもありました。

本委員会における議論の結果としては、今後の目安となる議員報酬の改定額やその根拠に関してその方向性を明示するまでに至り、市民意見調査結果を踏まえた議員報酬の在り方に関して委員から出された意見を添えて、特別職報酬等審議会の開催を市長に要請すべきであるという結論に至っております。

このような状況から、議員の幅広い人材確保と活動水準の維持向上を図っていくために、議員報酬の在り方について再考する時期が到来していると考えますので、特別職報酬等審議会を開催し、議員の役割と職責にふさわしい議員報酬となるよう審議していただきますよう要望いたします。

なお、調査研究資料を参考として添付いたします

【別添】調査研究資料

- (1) 島田市議会議員報酬改定等の検討について
- (2) 令和 6 年度島田市議会議員の報酬に関するアンケート調査

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び島田市議会会議規則第85条の規定により次のとおり議員を派遣する。

記

1 第108回東海市議会議長会定期総会

- (1) 派遣目的 第108回東海市議会議長会定期総会出席
- (2) 派遣場所 愛知県豊田市
- (3) 派遣期間 令和7年4月17日
- (4) 派遣議員 横山香理副議長

令和7年度常任委員会 所管構成表(案)

令和6年度			部長 級	課長 級	令和7年度(案)			部長 級	課長 級
総務生活常任委員会	市長戦略部	市長戦略部長		1	市長戦略部	市長戦略部長		1	
		秘書課長				秘書課長			1
		戦略推進課長(病院支援室長兼務)		1		戦略推進課長(病院支援室長兼務)			1
		DX推進課長(行政手続オンライン化推進室長兼務)		1		DX推進課長(行政手続オンライン化推進室長兼務)			1
		広報プロモーション課長		1		広報プロモーション課長			1
		広報プロモーション課参事		1					★
	危機管理部	危機管理部長		1	危機管理部	危機管理部長		1	
		危機管理課長		1		危機管理課長			1
	地域生活部	地域生活部長兼支所長		1	地域生活部	地域生活部長兼支所長		1	
		市民協働課長		1		市民協働課長			1
		市民課長		1		市民課長			1
		生活安心課長		1		生活安心課長			1
		環境課長		1		環境課長			1
	行政経営部	行政経営部長		1	行政経営部	行政経営部長		1	
		行政総務課長		1		行政総務課長			1
		人事課長		1		人事課長			1
		財政課長		1		財政課長			1
		資産活用課長		1		資産活用課長			1
		庁舎建設課長		1					★
		契約検査課長		1		契約検査課長			1
		課税課長		1		課税課長			1
		納税課長		1		納税課長			1
	支所	金谷地域総合課長		1	支所	金谷地域総合課長			1
		川根地域総合課長		1		川根地域総合課長			1
	会計管理者	会計課長		1	会計管理者	会計課長			1
	監査委員事務局	監査委員事務局長		1	監査委員事務局	監査委員事務局長			1
	議会事務局	議会事務局長		1	議会事務局	議会事務局長		1	
		議会事務局次長		1		議会事務局次長			1
		計		28		計(増減)		26 (-2)	
厚生教育常任委員会	健康福祉部	健康福祉部長		1	健康福祉部	健康福祉部長		1	
		福祉課長		1					★
		福祉課技監		1					★
									★
						地域福祉課長			1
						障害福祉課長			1
		長寿介護課長		1		長寿介護課長			1
		包括ケア推進課長		1		包括ケア推進課長			1
		健康づくり課長		1		健康づくり課長			1
	こども未来部	健康づくり課技監		1	こども未来部	健康づくり課技監			1
		国保年金課長		1		国保年金課長			1
		こども未来部長		1		こども未来部長		1	
		子育て応援課長		1		子育て応援課長			1
	総合医療センター	子育て応援課参事		1	総合医療センター	子育て応援課参事			1
		保育支援課長		1		保育支援課長			1
		病院事務部長		1		病院事務部長		1	
		経営企画課長		1		経営企画課長			1
	看護専門学校	病院総務課長		1	看護専門学校	病院総務課長			1
		医事課長(医療秘書支援室長兼務)		1		医事課長(医療秘書支援室長兼務)			1
		副校長		1		副校長		1	
		教務課長		1		教務課長			1
	教育部	教育部長		1	教育部	教育部長		1	
		教育総務課長		1		教育総務課長			1
		教育総務課参事		1		教育総務課参事			1
		学校教育課長		1		学校教育課長			1
		学校給食課長		1		学校給食課長			1
		社会教育課長		1		社会教育課長			1
		スポーツ振興課長		1		スポーツ振興課長			1
		図書館課長		1		図書館課長			1
		計		26		計(増減)		26 (±0)	
経済建設常任委員会	産業経済部	産業経済部長		1	産業経済部	産業経済部長		1	
		農業振興課長(併任農業委員会事務局長)		1		農業振興課長(併任農業委員会事務局長)			1
		農林整備課長		1		農林整備課長			1
		商工課長		1		商工課長			1
		商工課参事		1		商工課参事			1
		内陸フロンティア推進課長		1		内陸フロンティア推進課長			1
	観光文化部	観光文化部長		1	観光文化部	観光文化部長		1	
		観光課長		1		観光課長			1
		文化振興課長		1		文化振興課長			1
		博物館課長		1		博物館課長			1
	都市基盤部	都市基盤部長		1	都市基盤部	都市基盤部長		1	
		都市政策課長		1		都市政策課長			1
		すぐやる課長		1		すぐやる課長			1
		建設課長		1		建設課長			1
		建設課参事		1		建設課参事			1
		建築住宅課長		1		建築住宅課長			1
		水道課長		1		水道課長			1
		下水道課長		1		下水道課長			1
		計		18		計(増減)		18 (±0)	

令和7年3月24日 議会運営委員会

令和7年6月島田市議会定例会日程(案)

月 日	曜日	会 議 内 容	備 考	日数
5月30日	金	議会運営調整会議 午後1時30分～		-
5月31日	土			-
6月1日	日			-
6月2日	月			-
6月3日	火			-
6月4日	水		議会招集告示(予定)	-
6月5日	木			-
6月6日	金			-
6月7日	土			-
6月8日	日			-
6月9日	月			-
6月10日	火			-
6月11日	水			-
6月12日	木	【本会議(議会構成)】 午前9時30分～ 仮議席指定、議長選挙、議席指定、会議録署名議員指名、会期の決定、副議長選挙等		1
6月13日	金	休会(議会運営委員会 午前9時30分～、議員連絡会 午後1時30分～、全員協議会 議員連絡会終了後)	議案送付	2
6月14日	土	休会		3
6月15日	日	休会		4
6月16日	月	休会	諸般通告締切 正午 一般質問通告事前提出 午後3時	5
6月17日	火	休会		6
6月18日	水	休会	一般質問通告締切 午後3時	7
6月19日	木	議会運営委員会(一般質問割り振り) 午前9時～ 【本会議(議案上程)】 午前9時30分～		8
6月20日	金	休会		9
6月21日	土	休会		10
6月22日	日	休会		11
6月23日	月	休会		12
6月24日	火	休会		13
6月25日	水	休会		14
6月26日	木	休会	議案質疑通告締切 午後3時	15
6月27日	金	【本会議(一般質問)】 午前9時30分～		16
6月28日	土	休会		17
6月29日	日	休会		18
6月30日	月	【本会議(一般質問)】 午前9時30分～ (議会運営委員会(資料要求があった場合) 午前9時～)		19
7月1日	火	【本会議(一般質問)】 午前9時30分～		20
7月2日	水	休会		21
7月3日	木	【本会議(議案質疑)】 午前9時30分～、予算・決算特別委員会 議案質疑終了後		22
7月4日	金	休会(予算・決算特別委員会厚生教育分科会,常任委員会 午前9時～、予算・決算特別委員会経済建設分科会,常任委員会 午後1時30分～)	※時間内に終了しない場合は、予備日(7月7日 午後)で対応。	23
7月5日	土	休会		24
7月6日	日	休会		25
7月7日	月	休会(予算・決算特別委員会総務生活分科会,常任委員会 午前9時～、分科会,常任委員会予備日 午後)	※時間内に終了しない場合は、予備日(7月7日 午後)で対応。	26
7月8日	火	休会		27
7月9日	水	休会(予算・決算特別委員会 午前9時30分～)	討論通告締切 午後3時	28
7月10日	木	休会		29
7月11日	金	休会		30
7月12日	土	休会		31
7月13日	日	休会		32
7月14日	月	休会		33
7月15日	火	休会		34
7月16日	水	休会(議会運営委員会 午前9時30分～)		35
7月17日	木	【本会議(最終日)】 午前9時30分～ 委員長報告(休憩中質疑通告受付) → 質疑 → 討論 → 採決、議員派遣、閉会中の継続審査・調査 ほか		36

36日間

※予算・決算特別委員会については、令和6年度と同様に設置した場合の予定(案)

※会議規則第102条に基づく資料配付について

◎一般質問をしようとする日の3日前(土日・祝日を除く)までに事務局に提出してください。

